

日本クラブバスケットボール連盟加盟登録規則

1. この規則は競技の公正な運営、競技力の向上、競技者数、チーム数の把握を目的とする。
2. 登録加盟とは、チーム及び競技者を日本クラブバスケットボール連盟に登録することをいう。
3. バスケットボール競技を行うチーム及び競技者はこの規則に基づき、日本クラブバスケットボール連盟（以下「日本クラブ連盟」という）に加盟登録しなければならない。
4. 日本クラブ連盟に加盟登録したチームは、公益財団法人日本バスケットボール協会にも加盟登録しなければならない。追加登録、変更の場合もこれに準ずる。
5. 公益財団法人日本バスケットボール協会が定める他連盟等に加盟しているチーム及び競技者は、加盟登録できない。
6. 加盟チームの競技者は同一年度内に他チームへの移籍は認めない。又、他連盟・他団体からのチーム及び競技者の移籍も認めない。
7. 都道府県クラブ連盟は毎競技年度5月末日までに都道府県クラブ連盟所属の全チームをまとめ、加盟登録の手続きを完了しなければならない。
8. 都道府県クラブ連盟は所属チームにJBA会員登録管理システムを使用し、公益財団法人日本バスケットボール協会にクラブ加盟登録、都道府県クラブ連盟登録・ブロック連盟登録の手続きを実施して日本クラブ連盟に登録できる。都道府県クラブ連盟の審査・認証の上、「ブロック連盟用」は、ブロック連盟、「都道府県クラブ連盟用」は都道府県クラブ連盟が、チーム用は「チーム用責任者」が管理する。
9. 期日以降、新しく結成されたチームは、公益財団法人日本バスケットボール協会に登録し、

都道府県クラブ連盟が審査、認証の上、日本クラブ連盟に加盟登録することができる。

10. 競技者の追加登録、変更事項については、チームは、公益財団法人日本バスケットボール協会に登録時に、都道府県クラブ連盟登録・ブロック連盟登録の手続きを行わせて、都道府県クラブ連盟の審査・認証の上、ブロック連盟及び日本クラブ連盟に追加登録、変更することができるが、登録料の入金後からとなる。
11. 追加登録、変更については、日本クラブ連盟承認後、競技会に出場することができる。但し、新規追加登録は各都道府県予選会まで認める。以後については認めない。エントリー変更は大会要項に準ずる。
12. 加盟登録されたチーム及び競技者の抹消については、直ちに登録抹消届けを公益財団法人日本バスケットボール協会・日本クラブ連盟に提出しなければならない。
13. この規則に違反した加盟チーム及び競技者が生じた場合は都道府県クラブ連盟の届出に基づいて 日本クラブ連盟常任理事会で審議し、処罰することがある。
14. この規則に定めていない事項または疑義、紛争が生じた場合時は、日本クラブ連盟常任理事会が処理する。

【補足説明等】

※ 公認コーチ（JBA公認、日体協公認）制度は平成17年度より実施する。

（ブロック予選および全国大会で実施）

※ 前年度外国のチームに登録されていた選手を日本クラブ連盟に新たに登録する場合には、当該選手の登録相手国の協会が発行する競技許可書（レターオブクリアランス）が必要となる。

平成17年度の登録より、登録時に当該選手の競技許可書のコピーを添付すること。

※ 4 / 1 日時点で他の団体に所属している選手は、その年度は日本クラブバスケットボール連盟に登録できない。



※ 平成 1 7 年度より、ユニフォームにスポンサーロゴマーク等を付ける場合には、競技規則の範囲で認める。（会場によってはロゴマークの付いたユニフォーム着用制限あり）

※ 中学校卒業で有職少年の登録は認める。

※ 平成 1 8 年度より、高校生（全日制・定時制・通信制・高専）については、公益財団法人日本バスケットボール協会に登録していない場合に限り登録を認める。

但し、18才以下の登録選手は本人及び保護者の「同意書」を登録用紙に添付すること。

また、成人の管理責任者を明確にし、監督、コーチに必ず公認コーチの成人が入ることを条件とし人数の制限はしない。同意書は3部コピーし、原本をチームが保管し、都道府県連盟、ブロック連盟、日本クラブ連盟へ郵送する。

※ 追加登録受付日は都道府県連盟受付日とする

平成 1 2 年 3 月 1 8 日 一部改正

平成 1 7 年 3 月 1 2 日 一部改正

平成 1 8 年 3 月 2 0 日 補足追加

平成 2 1 年 6 月 一部改訂、補足追加

平成 2 2 年 5 月 2 9 日 全面改定

平成 2 4 年 5 月 1 8 日 補足追加